

由布市水道ビジョン（案）に対するパブリックコメントと回答

提出者	掲載項目	ご意見（原文）	回答、見解等
1	P22、P53 更新需要の 見通し	<p>P22 のグラフと P53 のグラフでは各地域の更新需要割合が異なりますが、P22 のグラフは年度でまとめられているということでしょうか。</p> <p>また P53 のグラフで湯布院地域の需要が突出して大きいのは、こういった理由によるものですか？人口規模や必要性（災害時でも湯布院には湧水があるが挾間は市の上水道に頼るしかない）や P18 の老朽化見通しを見ても、先に挾間地域を更新したほうがよいのではないのでしょうか。</p>	<p>【グラフの金額の違い】</p> <p>P22 のグラフは法定耐用年数で更新した場合、P53 のグラフは法定耐用年数×1.3 倍の年数で更新した場合の更新需要を表しています。P53 のグラフの方が P22 のグラフよりも更新する時期を長くしているため、更新需要費発生タイミングが異なり、更新需要および割合が 2 つのグラフで異なっています。</p> <p>【湯布院地域の更新需要が突出している理由】</p> <p>更新需要は、固定資産台帳の資産の取得年度を基準として、更新時期が来た時に更新費用を計上して算出しています。</p> <p>令和 6 年度の更新需要の 80% を湯布院地区が占めています。P18 の老朽化見通しにもあるように、湯布院地区の資産は令和 5 年度の段階で 15% が老朽化資産であり、それらの老朽化資産の更新金額が高額であるため、令和 6 年度の更新需要が突出しています。</p> <p>【更新優先順位】</p> <p>老朽化資産は法定耐用年数の 1.5 倍を超過している資産であるため、早急に更新が必要になります。令和 10 年までは国からの補助金が継続してあるので、更新事業を進めます。また、現在の湯布院地域は有収率が低く、配水管にポリ塩化ビニル管の使用が多いため漏水が多発していますので、挾間地域よりも多く更新工事を行っています。由布市全体を見た中で老朽度や重要度、ご意見いただいた視点などを勘案して優先度を決め、</p>

			限られた予算の中で施設更新を実施します。
1	P40 停電対策	<p>これは早急に対策すべき大変優先順位の高い取り組み内容と思います。</p> <p>特に挟間地域においては、上記の通り災害時には市の水道を頼るしか生活を保つすべがありませんので死活問題です。</p> <p>自家発電設備の早期設置を望みます。その際には再生可能エネルギーを活用すると各種補助金等を利用できるのではないのでしょうか？</p>	<p>自家発電設備の設置は、停電対策としては効果的であると認識しています。設置する場合、取水場と浄水場の2箇所に発電機が必要となりますが、取水場、浄水場共に設置するスペースなく導入が困難である見込みです。また、自家発電設備の設置によって維持管理に費用を要します。設置費用及び年間の維持管理費を考えると、財政的に困難であると考えます。したがって、停電によって浄水処理が停止した場合でも給水に支障が無いようにするため、貯水量を確保して対応する方針としています。限られた水道料金収入で早急に対応するには、現時点では劣化の激しい挟間浄水場浄水池の耐震化を優先させ、安定供給に努めます。</p>
1	P59、P48 水道料金の改定および民間活力の導入、広域化	<p>由布市の水道を維持するための水道料金の値上げは仕方のないことだと思います。民間活力の導入については、現在程度の個別委託ならよいと思いますが、p48の「流通サービスの機能」や運営など、基本的な部分は公的機関で責任をもつ必要があると思います。広域化は確かに非常時のリスクがあります。</p>	<p>水道料金への影響を極力抑えるためにも、官民連携や広域化による経営の更なる効率化は検討すべき手段の1つと考えています。これに関しては、効果やリスクを検証し、導入を検討してまいります。ただし、計画や認可、予算や決算、料金設定など事業の根幹となる部分を委託する予定はありません。</p>
1	P10 水源	<p>水源周辺の環境保全にもぜひ言及（監視体制等）してください。</p> <p>樹木の伐採、畜産や工場などの排水が流れ込む可能性はないか、開発の危険はないか、特に近年は注意する必要があると思います。</p>	<p>懸念されているとおり、近年は水源周辺の森林を外資が購入するなど、様々な面において水環境保全に課題があるものと認識しています。現在、由布市においては「由布市水道水源保護条例」に基づき、水源地周辺に水源保護区域を設定しています。</p> <p>保護区域は、水源が湧水及び表流水（伏流水を含む）とするものでは、その水の供給源となる流域と水源に影響を及ぼすと</p>

			<p>考えられる水源地を中心とした半径200mの区域を指定しています。ただし、大分川の表流水を水源としている挾間町上水道については、浄水処理方式に急速ろ過及び活性炭処理という高度な浄水処理を用いている点、また大分川の流域が広大である点を考慮し、取水場を中心とした半径200mの区域としています。水源が深井戸とするものでは、流域だけの判断は困難と思われることから、深井戸を中心とした半径2.0Kmの区域とし、掘削深度より低い標高の範囲は除外します。また、流域が半径2.0Kmを越境した場合は、その範囲に含めません。</p> <p>この水源保護区域内で水源の水質を汚染させ、若しくは汚濁させるおそれがある事業又は水源の水量に影響を及ぼすおそれのある事業につきましては、「由布市水道水源保護条例」に基づいて事業の精査等を行い管理しております。また、水道部門だけでは対応できない課題もあるため関係機関と連携し、対応してまいります。</p>
2	P45 基本方針	<p>【安全】安心して使える「ゆふ」の水道 【強靱】信頼される「ゆふ」の水道 【持続】未来へとどける「ゆふ」の水道</p> <p>とありますが、度々水道が止まったり、ちょろちょろとしかでなくて洗濯もできないなど、生活用水にも不便が続いております。早く安心して生活できる生活用水が来るようお願いします。</p> <p>町水道が未だ来ておらず、安心して飲める水がありません。毎月ペットボトル（2リットル）を60～90本買っ</p>	<p>水道の計画を変更するには、水源等の量的根拠、給水人口予測根拠、施設の増設等、財源の裏付けとなる数値が必要になります。現在、国等の補助金が無い状態です。</p> <p>計画を変更する為の財源としては現在給水している皆さんの水道料金を使って行うこととなりますので、慎重な判断が必要になります。また、開発等によって区域を拡張する場合は、開発者がその必要な費用を負担するものと考えております。</p>

	<p>て飲んでおります。早く町水道がきてほしいです。</p>	
<p>3</p>	<p>湯布院町に居住している。</p> <p>開発業者兼不動産業者より簡易水道が供給されているとの説明であったが、開発業者が供給する私営水道が供給されていることが購入後に判明した。</p> <p>この開発業者の私営水道の管理、対応が悪く、断水は、数日から半月に及ぶこともあり、水圧も低いことがあり、飲用として使えずペットボトルを使用している。当の開発業者も同開発区域内に居住しているが、本人のコメントによると、「同じ水道を使用しているが、料理等には使用しておらず、歯磨の時のみ使用している状況で、味がよくない。そのため、料理等にはミネルウォーターを使用している。飲用として使用しておらず、ペットボトルを使用している。」とのことである。</p> <p>由布市には過去より市営水道編入願いを申し出が当該地区の住人から幾度となく出されているが、給水区域外との話で編入を拒否され続けている。給水区域は標高 50 0m 以下とのことで、それを超えると給水区域外とのことである。</p> <p>しかし、給水区域外である開発地域より標高の高い場所の宿泊施設や、開発地域と道路を隔てた地域で新しく宿泊施設が建設される土地には、40 径の市営水道の供給の許可が出ている。</p> <p>これらはいずれも、給水区域外となる以前にから私営水道が供給されていた、というのが由布市の説明であ</p>	<p>湯布院地域の給水地域については、地形的観点及び技術的観点から標高を決定し、水道施設の整備を進めてきております。ご意見を頂いた地域につきましては、給水可能な標高をこえておりますので、開発計画段階から公営の水道は供給できないと伝えております。その上で開発事業者が自己管理で水道施設を設置するとして開発を進めております。管理費等をお支払いしている開発事業者とよく協議をして頂ければと思っております。また、ご指摘の宿泊施設につきましては、給水区域設定前に給水契約を交わしていることによる給水でございます。</p> <p>給水区域につきましては、配水池からの自然流下で配水するために、標高による線引きをしています。ポンプを使った加圧配水にすれば標高による制限はなくなります。</p> <p>しかし、加圧配水にする場合、配水ポンプ場、ポンプ場までの送水管、ポンプ場から各家庭への配水管を新たに建設する必要があり、さらに配水ポンプ場では動力費等の維持管理費も毎年必要となります。</p> <p>湯布院地区の施設効率の見通しについてですが、既存施設の稼働状況は最大稼働率が 100% を超えており、余裕がない状況です。施設利用率は低いですが、これは観光地という特殊事情によって水の使用量の変動が大きく、その結果、最大稼働率と施設利用率に大きな差が生まれております。当面は最大稼働率が高い状況が続く見通しであるため、加圧配水により標高の制限をなくす場合、既存施設の能力では不足するため増強が必要となります。</p>

る。すなわち、当開発地域は技術的には給水可能である（実際に上記に給水されている）にも関わらず、単に条例にある 500m 以下に含まれないので市営水道が供給されない状況にある。

今回の水道ビジョンの 27 ページのグラフ「図 3.2.23 湯布院地区の施設効率の見通し」を見ると、施設利用率は既に 70% を割り今後も低下する見通しあり、他方配水池貯留能力は増加する見通しであり、最大稼働率は 100% を超えているとはいえ庄内や塚原より低い状況にあり、開発地域において 500m 以下とのことで市営水道が供給されている住民によると生活に支障をきたすような断水は今までなかった、と聞いており、この最大稼働率も今後低下する見通しとなっている。

上記により、湯布院地域の市営水道の供給には余裕があり、今後その余裕は増していくこと、不安定で当の開発者自身も飲用として使用していない私営水道が供給され、生活に支障をきたしている地域については、新規に建設される宿泊施設よりも優先的に給水区域を拡大する予定を水道ビジョンに組み入れ、水道料金の収益を上げて老朽化へ対応していくビジョンを策定すべきと考える。

給水区域の標高の線引きを変更するためには、水道施設の新たな建設と既存施設の増強が必要であり、これに多額の費用がかかるため、現時点では財政状況と水道料金への影響などを鑑みて給水区域の線引きを残しているのが実情になります。